

交第5号議案

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部改正

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、横浜市乗合自動車の料金、乗車券等について必要な事項を定めるものとする。

（料金の収受）

第2条 料金は、大人（12歳以上の者をいう。以下同じ。）及び小児（12歳未満の者をいう。以下同じ。）から収受する。ただし、保護者が同伴する6歳未満の小児は、保護者1人につき2人を限り、無料とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（乗車券の種類及び料金）

第2条の2 乗車券の種類は、別表に定めるとおりとし、乗車券の料金は、同表に定める料金の範囲内で交通事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

2 別表に定める通学定期乗車券甲種及び乙種並びに高齢者割引全

線定期乗車券の使用者の範囲は、管理者が定める。

- 3 管理者は、特に必要と認めるときは、別表に定める定期乗車券の料金の3割以内の割引をもって、同表以外の定期乗車券を発行することができる。
- 4 管理者は、特に必要と認めるときは、別表に定める乗車券（定期乗車券を除く。）の料金の範囲内において同表以外の乗車券を発行することができる。

第3条中「の各号」を削り、「金額」を「額に1.08を乗じて得た額」に改め、同条第1号中「16円80銭」を「16円」に改め、同条第2号中「285円」を「272円」に改める。

第4条第1項及び第2項中「第1条第1項」を「第2条の2第1項」に改め、同条第3項中「第1条第2項」を「第2条の2第2項」に改める。

第4条の2第2項、第4条の3第2項第2号及び第4条の4第2項中「第1条第1項」を「第2条の2第1項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条の2）

乗車券の種類	乗 車 券 の 料 金	
普通乗車券	大 人	200円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
	小 児	大人普通乗車券の料金の額からその5割の額を割引きして得た額
回数乗車券	1乗車につき	大人普通乗車券の料金の額からその9分1厘の額を割引きして得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を1円に切り上げる。）

カード回数乗車券	1乗車につき		大人普通乗車券の料金の額からその9分1厘の額を割引きして得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を1円に切り上げる。）
1日乗車券	大人		600円
	小児		300円
通勤定期乗車券	乗客が指定する乗降停留場間の距離が2キロメートル以下の場合（以下「2キロメートル以下の場合」という。）	1箇月	8,572円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
		3箇月	2キロメートル以下の場合の1箇月通勤定期乗車券の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。以下同じ。）
		6箇月	2キロメートル以下の場合の1箇月通勤定期乗車券の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
	乗客が指定する乗降停留場間の距離が2キロメートルを超える場合（以下「2キロメートルを超える場合」という。）	1箇月	9,000円に1.08を乗じて得た額
		3箇月	2キロメートルを超える場合の1箇月通勤定期乗車券の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
		6箇月	2キロメートルを超える場合の1箇月通勤定期乗車券の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
		1箇月	6,858円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額

通学定期乗車券（甲種）	2キロメートル以下の場合	3箇月	2キロメートル以下の場合の1箇月通学定期乗車券（甲種）の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
		6箇月	2キロメートル以下の場合の1箇月通学定期乗車券（甲種）の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
	2キロメートルを超える場合	1箇月	7,200円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
		3箇月	2キロメートルを超える場合の1箇月通学定期乗車券（甲種）の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
		6箇月	2キロメートルを超える場合の1箇月通学定期乗車券（甲種）の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
	通学定期乗車券（乙種）	2キロメートル以下の場合	1箇月
3箇月			2キロメートル以下の場合の1箇月通学定期乗車券（乙種）の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
6箇月			2キロメートル以下の場合の1箇月通学定期乗車券（乙種）の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
2キロメートルを超える場合		1箇月	2,486円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
		3箇月	2キロメートルを超える場合の1箇月通学定期乗車券（乙種）の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
		6箇月	2キロメートルを超える場合の1箇月通学定期乗車券（乙種）の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
高齢者割引全線定期乗車券	3箇月	9,524円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額	
	6箇月	3箇月高齢者割引全線定期乗車券の料金の額を2倍した額からその1割の額を割引きして得た額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の横浜市乗合自動車乗車料条例の規定による料金で発売した定期乗車券は、この条例による改正後の横浜市乗合自動車乗車料条例第9条第1項の規定にかかわらず、その通用期間中に限り、使用することができる。

提 案 理 由

乗合自動車の乗車券の料金について消費税及び地方消費税相当分を改定する等のため、横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市乗合自動車乗車料条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（趣旨）

（乗車券の種類及び料金）

第1条 この条例は、横浜市乗合自動車の料金、乗車券等について乗車券の種類及び料金は、次の範囲内で交通事業管理者（必要な事項を定めるものとする。以下「管理者」という。）が定める。

普通乗車券	大人	220円
-------	----	------

小児（12歳未満の者）		110円
-------------	--	------

回数乗車券	1乗車につき	189円
-------	--------	------

カード回数乗車券	1乗車につき	200円
----------	--------	------

1日乗車券	大人	600円
-------	----	------

小児（12歳未満の者）		300円
-------------	--	------

通勤定期乗車券

2キロメートル以下の場合

1箇月券		9,000円
------	--	--------

3箇月券		25,650円
------	--	---------

6箇月券		48,600円
------	--	---------

2キロメートルを超える場合

1箇月券		9,900円
------	--	--------

3箇月券		28,220円
------	--	---------

6箇月券		53,460円
------	--	---------

通学定期乗車券（甲種）

2キロメートル以下の場合

1箇月券		7,200円
------	--	--------

3箇月券		20,520円
------	--	---------

6 箇月券	38,880 円
2 キロメートルを超える場合	
1 箇月券	7,920 円
3 箇月券	22,570 円
6 箇月券	42,770 円

通学定期乗車券（乙種）

2 キロメートル以下の場合

1 箇月券	2,370 円
3 箇月券	6,750 円
6 箇月券	12,800 円

2 キロメートルを超える場合

1 箇月券	2,610 円
3 箇月券	7,440 円
6 箇月券	14,090 円

高齢者割引全線定期乗車券

3 箇月券	10,000 円
6 箇月券	18,000 円

2 前項に規定する通学定期乗車券甲種及び乙種並びに高齢者割引

全線定期乗車券の使用者の範囲は、管理者が定める。

3 管理者は、特に必要と認めるときは、第1項に規定する定期乗

車券の料金の3割以内の割引をもって、同項以外の定期乗車券を
発行することができる。

4 管理者は、特に必要と認めるときは、第1項に規定する料金の

範囲内において同項以外の乗車券を発行することができる。

（料金の收受）

（小児の無料扱）

第2条 料金は、大人（12歳以上の者をいう。以下同じ。）及び小
保護者が同伴する6歳未満の小児は、保護者1人につき2
児（12歳未満の者をいう。以下同じ。）から収受する。ただし、
人を限り、無料とする。
保護者が同伴する6歳未満の小児は、保護者1人につき2人を限
り、無料とする。

（乗車券の種類及び料金）

第2条の2 乗車券の種類は、別表に定めるとおりとし、乗車券の
料金は、同表に定める料金の範囲内で交通事業管理者（以下「管
理者」という。）が定める。

2 別表に定める通学定期乗車券甲種及び乙種並びに高齢者割引全
線定期乗車券の使用者の範囲は、管理者が定める。

3 管理者は、特に必要と認めるときは、別表に定める定期乗車券
の料金の3割以内の割引をもって、同表以外の定期乗車券を発行
することができる。

4 管理者は、特に必要と認めるときは、別表に定める乗車券（定
期乗車券を除く。）の料金の範囲内において同表以外の乗車券を
発行することができる。

（遊覧自動車乗車券の料金）

第3条 遊覧自動車乗車券の料金は、次の各号に定める額に1.08を
乗じて得た額の範囲内において管理者が定める額を合計した額と
する。

- (1) 走行距離1キロメートルにつき1人 $\frac{16 \text{ 円}}{16 \text{ 円 } 80 \text{ 銭}}$
- (2) 遊覧所要時間30分につき1人 $\frac{272 \text{ 円}}{285 \text{ 円}}$

（共通乗車券）

第4条 管理者は、他の運輸機関と協定により相互に乗車できる第
2条の2第1項に規定する種類の回数乗車券、カード回数乗車券
1条第1項

及び定期乗車券（以下「共通乗車券」という。）を発行することができる。

2 前項の共通乗車券の料金は、第2条の2第1項
第1条第1項に規定する回数乗車券、カード回数乗車券又は定期乗車券の料金又は第5条に規定する特殊料金の額の算定方法を適用する。

3 第2条の2第2項
第1条第2項及び第3項の規定は、第1項の共通乗車券の発行について準用する。

（通学割引回数乗車券）

第4条の2 （第1項省略）

2 管理者は、前項に規定する通学割引回数乗車券の料金について、1乗車につき第2条の2第1項
第1条第1項に規定する大人普通乗車券の料金の2割以内の割引をすることができる。

（共通カード乗車券等）

第4条の3 （第1項省略）

2 前項に規定する共通カード乗車券、共通1日乗車券及び連絡定期乗車券の料金は、次に掲げる額とする。

（第1号省略）

(2) 共通1日乗車券

第2条の2第1項
第1条第1項に規定する1日乗車券の料金及び横浜市高速鉄道の普通旅客運賃を基礎として管理者が定める額

（第3号、第3項及び第4項省略）

（団体1日乗車券等）

第4条の4 （第1項省略）

2 前項の団体1日乗車券の料金は、第2条の2第1項
第1条第1項に規定する1日乗車券の料金を基礎として、管理者が定める額とする。

(第3項省略)

別表(第2条の2)

乗車券の種類	乗車券の料金		
普通乗車券	大人	200円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額	
	小児	大人普通乗車券の料金の額からその5割の額を割引きして得た額	
回数乗車券	1乗車につき	大人普通乗車券の料金の額からその9分1厘の額を割引きして得た額(その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を1円に切り上げる。)	
カード回数乗車券	1乗車につき	大人普通乗車券の料金の額からその9分1厘の額を割引きして得た額(その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を1円に切り上げる。)	
1日乗車券	大人	600円	
	小児	300円	
通勤定期乗車券	乗客が指定する乗降停留場間の距離が2キロメートル以下の場合(以下「2キロメートル以下の場合」という。)	1箇月	8,572円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
		3箇月	2キロメートル以下の場合の1箇月通勤定期乗車券の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額(その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。以下同じ。)
		6箇月	2キロメートル以下の場合の1箇月通勤定期乗車券の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
	乗客が指	1箇月	9,000円に1.08を乗じて得た額

	定する乗降停留場間の距離が2キロメートルを超える場合（以下「2キロメートルを超える場合」という。）	3箇月	2キロメートルを超える場合の1箇月通勤定期乗車券の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
		6箇月	2キロメートルを超える場合の1箇月通勤定期乗車券の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
通学定期乗車券（甲種）	2キロメートル以下の場合	1箇月	6,858円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
		3箇月	2キロメートル以下の場合の1箇月通学定期乗車券（甲種）の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
		6箇月	2キロメートル以下の場合の1箇月通学定期乗車券（甲種）の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
	2キロメートルを超える場合	1箇月	7,200円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
		3箇月	2キロメートルを超える場合の1箇月通学定期乗車券（甲種）の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
		6箇月	2キロメートルを超える場合の1箇月通学定期乗車券（甲種）の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
	2キロメートル以下の場合	1箇月	2,258円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
		3箇月	2キロメートル以下の場合の1箇月通学定期乗車券（乙種）の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額

通学定期乗車券（乙種）	6箇月	2キロメートル以下の場合の1箇月通学定期乗車券（乙種）の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額	
	2キロメートルを超える場合	1箇月	2,486円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
		3箇月	2キロメートルを超える場合の1箇月通学定期乗車券（乙種）の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
		6箇月	2キロメートルを超える場合の1箇月通学定期乗車券（乙種）の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
高齢者割引全線定期乗車券	3箇月	9,524円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額	
	6箇月	3箇月高齢者割引全線定期乗車券の料金の額を2倍した額からその1割の額を割引きして得た額	